

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
（鉄道）

令和7年6月30日

住 所	仙台市青葉区木町通1丁目4番15号
事業者名	仙台市交通局
代表者名	交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

仙台市交通局では、令和3年度より第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定し、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進している。

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

地下鉄南北線においては開業より38年を迎え、旅客設備等においては、移動等円滑化基準に適合していない設備も存在する。一方、車両更新や老朽化した設備の更新等、安全・安定運行に資する多額の資金を要する事業が見込まれる状況にあることから、整備すべき設備について優先順位を設定し、予算の平準化等を図りながら計画的に整備を進めていく必要がある。

令和6年度までは、南北線の駅トイレの全面改修や駅ホームと車両との隙間縮小を順次実施、南北線の車両を1編成導入した。

令和7年度は、引き続き駅ホームと車両との隙間縮小を実施、南北線の車両を令和12年度まで順次更新する予定である。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

バリアフリー化を推進するためには職員への教育は基より、利用者の理解と協力が不可欠であることから、マナーアップキャンペーンを実施する等、今後もより効果的な手法を検討しながらバリアフリーに対する更なる理解の促進を図る方針である。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホーム 車両	- ホームに櫛ゴムを設置することにより車両との隙間を縮小 令和7年度：八乙女駅、黒松駅、北仙台駅、愛宕橋駅、河原町駅（南北線全駅完了予定） - 南北線の車両を更新し低床化することによりホームとの段差を縮小 令和7年度：2編成

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	- 渡り板による乗降支援 - 筆談用具／コミュニケーション支援ボードの配備

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声掛け運動 サービス介助士の管区駅配置	- 地下鉄を安全に安心してご利用いただくとともに、事故を未然に防止するため、高齢者や身体の不自由な方に対し積極的に声掛けを行う。 - 移動に制約があるお客様に安全・安心してご利用いただけるよう、各管区駅にサービス介助士の資格を有した駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様がいた際は対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情報提供	・地下鉄南北線・東西線におけるバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、交通局ウェブサイトなどで情報提供する。
エレベーター等点検情報提供	・エレベーター・エスカレーターの定期点検予定・工事予定を交通局ウェブサイトに掲載するとともに、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会を介して障害者団体へ情報を提供する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高速鉄道全体集合研修の実施	・お客様に地下鉄を快適にご利用いただくため、接遇のスキルアップを図り、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深めることを目的として、サービス向上研修を実施する。
外部接遇研修の実施	・更なる知識や技術の向上を図るため、局内での実施が困難なものや先進的取り組みについて、外部機関の研修を受講する。
駅係員介助研修の実施	・高齢の方や身体の不自由な方が、安全かつ安心して地下鉄をご利用いただけるよう、接客や介助のスキルアップを図る研修を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マナー啓発活動	・マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・手助けを必要としている方への声掛けと行動することの大切さを理解していただくため、小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし		

Ⅴ 計画書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載。

Ⅵ その他計画に関連する事項

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定している。
--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。